

審査規程の一部改正については、次の通りとする。

- 1、審査部門の規程について
  - ・無級受審者における剣道具の着用について剣道具を着用しない者の部門を廃止する。
  - ・剣道具を着用する者（6級から1級）のみを実施する。
- 2、学年による規程について
  - ・学年の標準級を設ける。尚判定には標準級の± 1を原則とする。
  - 例) 5年生で1級、または、6年生で4級もあり得る。
- 3、審査内容
  - ・3級まで(及び無級者)の受審者は「・切り返し・正面打ち・小手、面の二段打ち」を2回ずつ行ない、互格稽古は、相手をかえて2回行う。
  - ・有級者の1級および2級の実技審査は互格稽古のみとする。
  - ・3級以上の合格者は、「木刀による剣道基本技稽古法」を行う
    - 3級は、 「基本1から 4まで」
    - 2級は、 「基本1から 6まで」
    - 1級は、 「基本1から 9まで」
  - ・1級実技合格者は、基本技の後に 日本剣道形を行う。
    - 「1本目から3本目まで」
- 4、実施規程の周知
  - ・審査員、立会人および元立に対して審査当日、審査委員長より審査方法について周知徹底する。
- 5、審査順について
  - ・中学生以上は、2級保有者、3級保有者、無級の順に審査を行う。  
(無級の級付けの合理性を高める。)
- 6、施行時期
  - ・今回の改正は令和 元年より施行実施する。(令和元年秋季審査会より)